

美里町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画



平成24年3月

美里町

目次

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 日常生活圏域の設定	2
5 計画策定の経緯と策定後の点検体制	2

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念	3
2 基本方針	3

第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の現状と将来推計	4
2 高齢者世帯数の状況	5
3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み	6
4 介護保険サービス利用の状況	7
5 高齢者の健康状況	9
6 高齢者福祉に関するアンケート調査	13

各論

第1章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要	1 5
2 高齢者活動支援事業	1 5
3 老人保護措置事業	1 7
4 高齢者自立支援事業	1 8
5 地域型福祉推進事業	2 0
6 家族介護支援事業	2 2
7 社会福祉協議会支援事業	2 3
8 シルバー人材センター支援事業	2 4

第2章 地域支援事業

1 地域支援事業の概要	2 5
2 地域包括支援センターの適切な運営	2 5
3 介護予防事業の推進	2 5
4 包括的支援事業等の推進	2 7

第3章 介護保険事業

1 介護保険事業の概要	2 9
2 介護保険サービス量の推計	3 0
3 サービス量の確保と質の向上	4 6
4 適切な介護給付及び要介護・要支援認定の実施	4 6
5 低所得者の負担軽減策	4 7
6 介護保険財政の健全運営	4 8

第4章 その他の施策

1 高齢者等の安全・安心の確保	5 3
2 高齢者の相談対応等	5 4

資料

計画策定委員会設置要綱	5 7
美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画策定委員会	5 8
町内介護サービス事業所等一覧	5 9
用語集	6 1

総論

第1章～第3章

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化率は世界に類を見ない速さで進んでおり（高齢化率は23.1%平成22年：総務省統計局）、平均寿命も男性が79.59歳、女性が86.44歳（厚生労働省平成21年簡易生命表）と過去の推移から大幅に延伸しております。

今後、高齢者の人口は、「団塊の世代」（昭和22～24年に生まれた人）が65歳となる平成27年に3,000万人を超え、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年には3,500万人に達すると見込まれます。その後も高齢者人口は増加をし、平成54年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されております。

本町では、超高齢化社会を迎える中、平成21年3月に策定した「高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進して参りました。今後、団塊の世代が高齢期を迎える中で少子高齢化・核家族化はますます進むと予想され、高齢社会対策が喫緊の課題となっております。

本計画は、このような高齢化社会をめぐる状況を踏まえて、介護保険の運営や介護予防、高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応等、高齢者福祉に対する重要な課題に対して、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づくもので、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、美里町総合計画に基づいた高齢者福祉に関する部門計画として位置付け、他の計画との整合性を保ちながら策定するものです。

3 計画の期間

第3期介護保険事業計画（平成18年3月策定）において、いわゆる「団塊の世代（昭和22～24年生まれ）」の方が高齢者に達する平成27年に向けた長期的観点をもった制度改正がなされ、計画が策定されました。これを踏まえ、本計画は、その最終期間にあたる平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間としています。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設等の整備を求める観点から設定するものですが、本町では町内全域をひとつの日常生活圏域とします。

5 計画策定の経緯と策定後の点検体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉施策のあり方について、次のとおり広く町民や保健・医療・福祉関係者等の意見を伺い、内容に反映させています。

「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の設置

高齢者福祉に関するアンケート調査の実施

パブリックコメントの実施（広報、インターネットにより募集）

また、この計画の実施状況については、保健・医療・福祉関係者等による「介護保険運営委員会（兼地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス検討委員会）」において点検を行い、介護保険事業や高齢者福祉の動向を踏まえた施策の推進を図ります。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」

健康づくりや介護予防により、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活ができるよう支援するとともに、介護の必要な高齢者とその家族が安心できる介護サービスを適切に提供できるよう整備します。また、高齢者を地域の住民が支える地域包括支援ネットワークの形成を推進します。

2 基本方針

(1) 高齢者が健康で元気に暮らすための対策

老人クラブ活動や地域活動などを通してより多くの高齢者が社会活動に参加できるように支援し、また、高齢者を対象にした健康づくり事業を展開して元気な高齢者づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が要介護・要支援状態にならないよう介護予防対策を重点的に展開するとともに、介護サービスを必要としている高齢者に、適切な介護サービスが提供されるようにサービス基盤を整備します。また、ひとり暮らし老人や高齢者世帯が増加する中、地域の見守りや支援の連携を強化していきます。

(3) 高齢者を地域で支える社会の形成

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう、高齢者を地域で支える地域福祉力の向上を図ります。また、「地域包括ケア」の強化を図るとともに、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉等の総合的な取り組みから、地域全体の支援体制を強化します。

第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の現状と将来推計

(1) 高齢化の推移、推計

美里町の総人口は25,313人(平成23年12月1日現在)で、高齢化率は28.1%となっています。全国平均(平成23年6月確定値23.2%)に比べ約5%も高く、今後さらに高齢化が進み、平成26年度においては30%を超えるものと推測されます。

人口の現状

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	26,091人	25,885人	25,592人	25,379人
高齢者人口	7,011人	7,152人	7,169人	7,139人
高齢化率 (県)	26.9% (21.8%)	27.6% (22.2%)	28.0% (21.5%)	28.1%

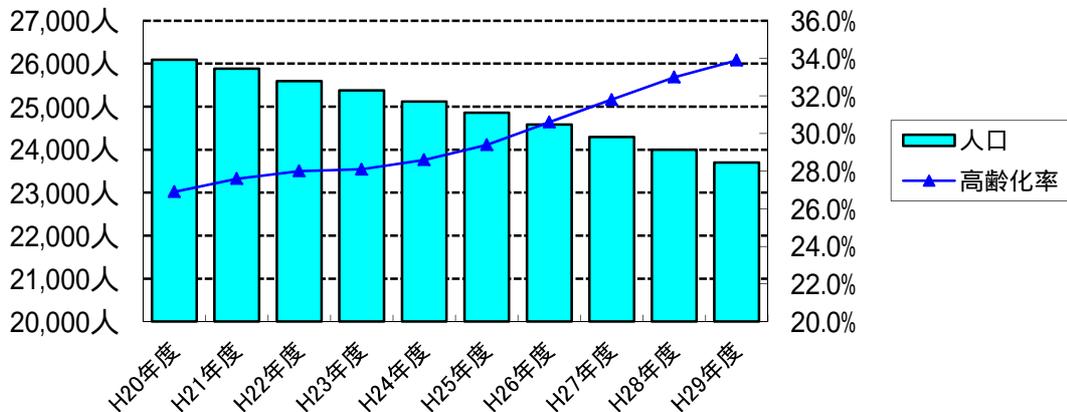
各年3月31日現在の住民基本台帳より(県高齢化率は各年度末値)

人口の推計

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	25,121人	24,858人	24,581人	24,295人	24,001人	23,703人
高齢者人口	7,192人	7,319人	7,518人	7,724人	7,911人	8,026人
高齢化率	28.6%	29.4%	30.6%	31.8%	33.0%	33.9%

平成24年「美里町総合計画」より

人口と高齢化率の推移



(2) 後期高齢者割合の推移、推計

平成12年には前期高齢者(65~74歳)が高齢者人口の60%を占めていましたが、平成20年に後期高齢者(75歳以上)が前期高齢者の数を上回り、平成23年まで後期高齢者の割合が増加しています。今後は、前期高齢者が少しずつ増加していくと推測されます。

高齢者人口の現状

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者人口	7,011人	7,152人	7,169人	7,139人
65~74歳	3,263人	3,270人	3,204人	3,106人
前期高齢者率	46.5%	45.7%	44.7%	43.5%
75歳以上	3,748人	3,882人	3,965人	4,033人
後期高齢者率	53.5%	54.3%	55.3%	56.5%

各年3月31日現在の住民基本台帳より

高齢者人口の推計

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	7,192人	7,319人	7,518人	7,724人	7,911人	8,026人
65~74歳	3,105人	3,167人	3,359人	3,595人	3,798人	3,921人
前期高齢者率	43.2%	43.3%	44.7%	46.5%	48.0%	48.9%
75歳以上	4,087人	4,152人	4,159人	4,129人	4,113人	4,105人
後期高齢者率	56.8%	56.7%	55.3%	53.5%	52.0%	51.1%

平成24年「美里町総合計画」より

2 高齢者世帯数の状況

総世帯数は、核家族化が進む中で増加傾向を続けており、平成19年度に比べて平成23年度には126世帯(1.5%)の増となっています。また、この間のひとり暮らし高齢者の推移は149世帯(21.8%)の増、高齢者のみの世帯の推移は80世帯(11.4%)の増となっており、どちらも総世帯数の増加率より大きな伸びを示しています。急速な高齢化の進行とともに、家族介護力の低下が懸念されます。

高齢者世帯数の現状

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総世帯	8,337世帯	8,349世帯	8,408世帯	8,418世帯	8,463世帯
ひとり暮らし高齢者	682世帯	716世帯	768世帯	802世帯	831世帯
	8.2%	8.6%	9.1%	9.5%	9.8%
(内男性世帯)	164世帯	170世帯	192世帯	191世帯	201世帯
	24.0%	23.7%	25.0%	23.8%	24.2%
(内女性世帯)	518世帯	546世帯	576世帯	611世帯	630世帯
	76.0%	76.3%	75.0%	76.2%	75.8%
高齢者のみ世帯	700世帯	718世帯	751世帯	767世帯	780世帯
	8.4%	8.6%	8.9%	9.1%	9.2%
計	1,382世帯	1,434世帯	1,519世帯	1,569世帯	1,611世帯

宮城県高齢者人口調査より

3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み

平成12年の介護保険制度開始以来、急激な増加を続けていた要介護認定者数でしたが、制度も周知され、新たな要介護認定者は横ばい傾向となり第4期事業計画期間においては微増となっています。

今後、被保険者の増加に伴って要介護者数も増加すると推測されますが、一般高齢者や二次予防事業の対象者に対する介護予防事業を強化していくことにより、伸び率の上昇を抑制できると推測しています。

要介護・要支援認定者数の現状

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
要支援1	184人	(125)	192人	(128)	220人	(130)
要支援2	126人	(168)	113人	(173)	102人	(175)
要介護1	242人	(295)	229人	(302)	250人	(312)
要介護2	162人	(164)	154人	(169)	110人	(175)
要介護3	161人	(169)	166人	(175)	158人	(181)
要介護4	158人	(152)	171人	(158)	186人	(163)
要介護5	114人	(126)	141人	(129)	139人	(133)
合計	1,147人	(1,199)	1,166人	(1,234)	1,165人	(1,269)
対前年比 (県)	4.8%		1.7%		-0.1%	
	(3.3%)		(4.2%)		-(9.7%)	

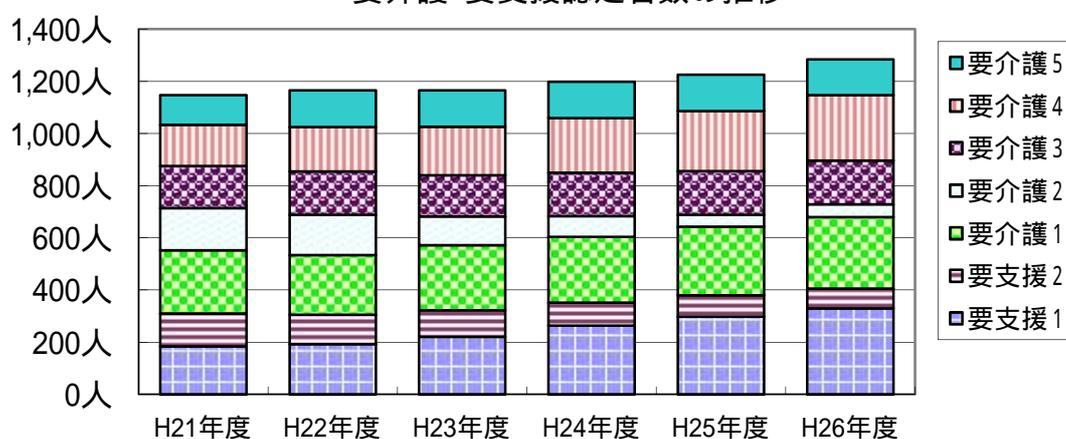
各年10月末65歳以上の実績値。各区分()は前計画値。

要介護・要支援認定者数の推計

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	264人	294人	324人
要支援2	89人	82人	76人
要介護1	252人	262人	270人
要介護2	79人	45人	47人
要介護3	167人	166人	164人
要介護4	210人	228人	247人
要介護5	141人	138人	135人
合計	1,202人	1,215人	1,263人
対前年比		1.1%	4.0%

65歳以上の推計値。

要介護・要支援認定者数の推移



4 介護保険サービス利用の状況

(1) サービス利用者の状況

サービス利用者数は、要介護認定者数と比例しており、平成21年度から約4%増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス利用者数	675人	734人	713人
地域密着型サービス利用者	68人	76人	83人
施設サービス利用者	210人	202人	198人
介護老人福祉施設	115人	112人	103人
介護老人保健施設	83人	78人	81人
介護療養型医療施設	12人	12人	14人
合計	953人	1,012人	994人

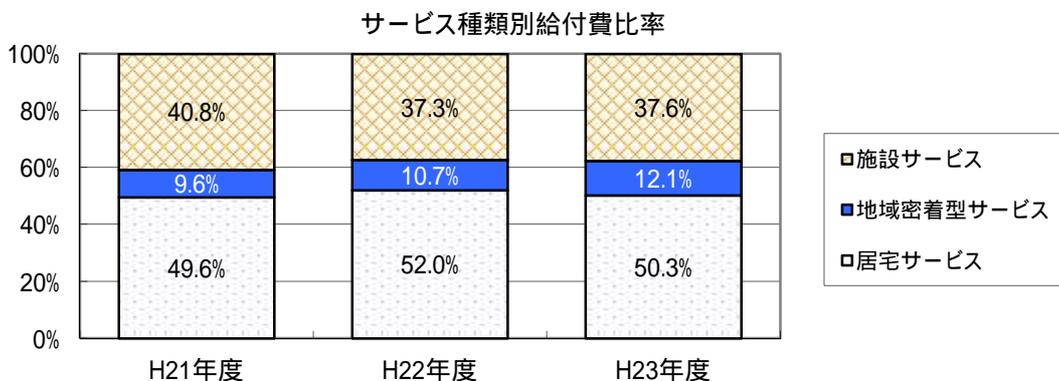
平成22年度までは年間の利用者の累計を12箇月で除した月平均値。平成23年度は9月までの累計を6箇月で除した月平均値。

(2) 介護給付費の状況

介護給付費は、サービス基盤の充実や利用者数に伴って年々増加しています。また、3つのサービス種類の給付費比率が安定している状況から、全体的に均一に給付費が増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	63,563,945円	71,318,626円	67,227,908円
地域密着型サービス	12,383,274円	14,704,983円	16,226,435円
施設サービス	52,291,022円	51,043,847円	50,170,440円
介護老人福祉施設	27,598,149円	26,778,083円	24,495,703円
介護老人保健施設	20,878,987円	20,264,130円	20,938,924円
介護療養型医療施設	3,813,886円	4,001,634円	4,735,813円
合計	128,238,241円	137,067,456円	133,624,783円

平成22年度までは年間の給付費総額を12箇月で除した月平均値。平成23年度は9月までの累計を6箇月で除した月平均値。



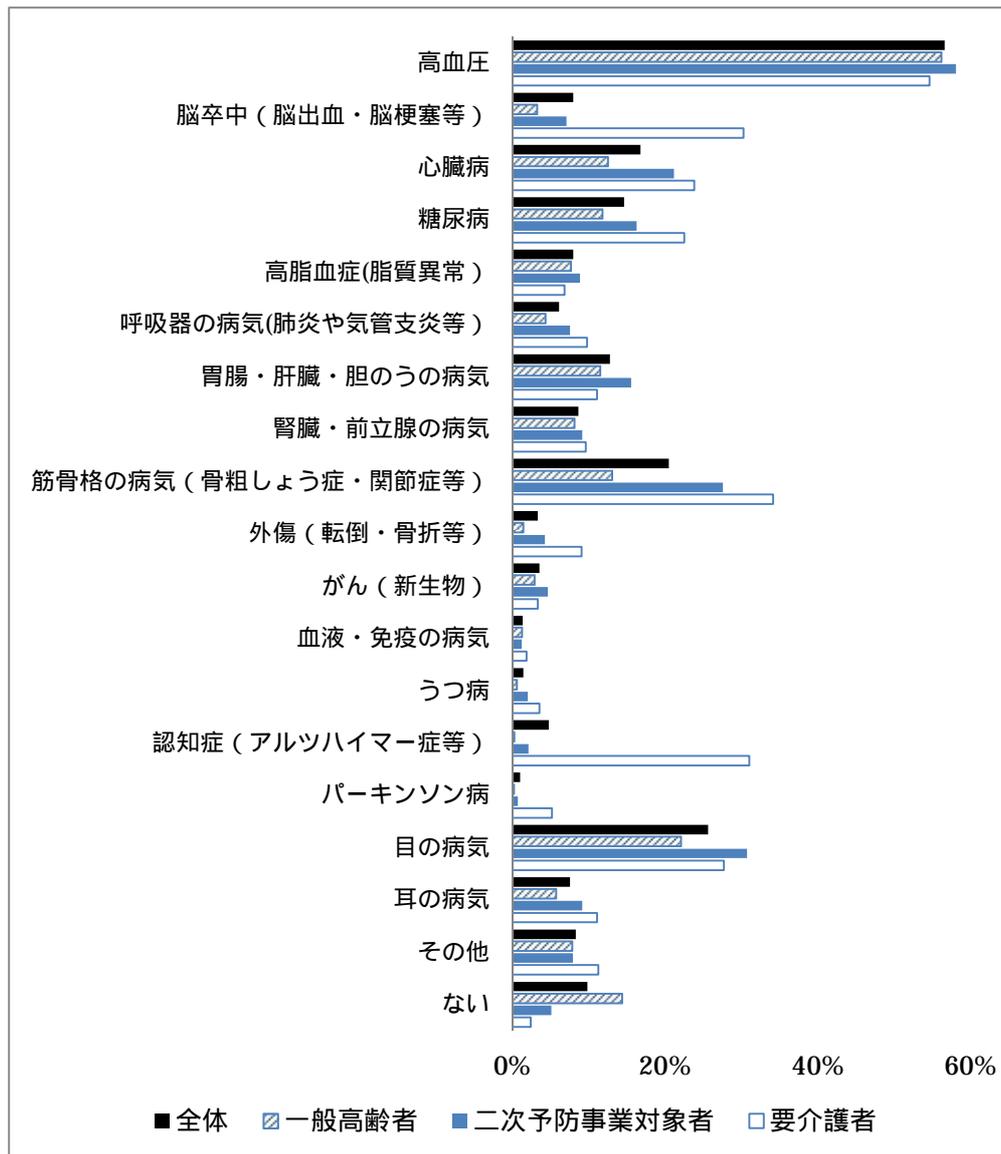
5 高齢者の健康状況

(1) 現在、治療中または後遺症のある病気

「高齢者福祉に関するアンケート調査」より、要介護者が現在治療中、または後遺症のある病気は、第1位が高血圧、第2位が筋骨格系の病気、第3位が認知症となっています。

	全体	要介護等 認定者	二次予防 事業対象 者	一般 高齢者
回答者数	4,247人	542人	1,391人	2,314人
高血圧	2,404人	296人	808人	1,300人
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	337人	164人	98人	75人
心臓病	712人	129人	294人	289人
糖尿病	621人	122人	226人	273人
高脂血症(脂質異常)	337人	37人	123人	177人
呼吸器の病気(肺炎・気管支炎等)	258人	53人	105人	100人
胃腸・肝臓・胆のうの病気	542人	60人	216人	266人
腎臓・前立腺の病気	367人	52人	127人	188人
筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)	870人	185人	383人	302人
外傷(転倒・骨折等)	141人	49人	59人	33人
がん	149人	18人	64人	67人
血液・免疫の病気	56人	10人	17人	29人
うつ病	60人	19人	28人	13人
認知症(アルツハイマー病等)	202人	168人	29人	5人
パーキンソン病	42人	28人	10人	4人
目の病気	1,088人	150人	427人	511人
耳の病気	319人	60人	127人	132人
その他	352人	61人	110人	181人
ない	416人	13人	71人	332人

美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成23年5月)より



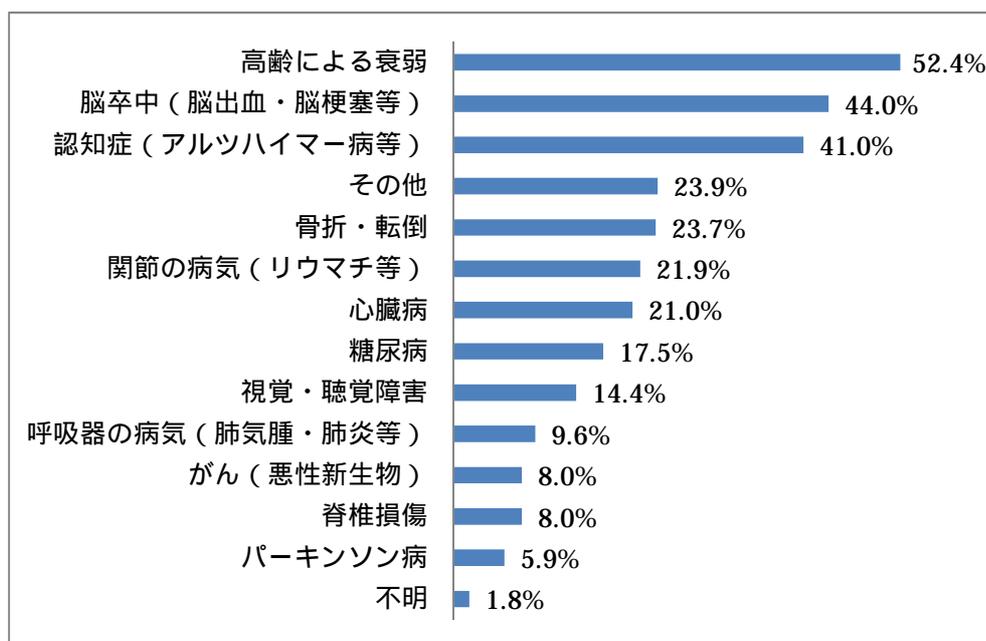
美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成23年5月)より

(2) 介護・介助が必要になった原因

「高齢者福祉に関するアンケート調査」より、介護・介助が必要と答えた方の介護・介助が必要になった原因は、第1位が高齢による衰弱、第2位が脳卒中、第3位が認知症となっています。

回答者数	439人
高齢による衰弱	230人
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	193人
認知症(アルツハイマー病等)	180人
骨折・転倒	104人
関節の病気(リウマチ等)	96人
心臓病	92人
糖尿病	77人
視覚・聴覚障害	63人
呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	42人
がん	35人
脊椎損傷	35人
パーキンソン病	26人
不明	8人
その他	105人

美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成23年5月)より



(3) 基本チェックリスト実施状況

二次予防事業対象者のうち、運動器の機能向上と口腔機能向上に該当する方が多くみられます。

	基本 チ ェ ッ ク リ ス ト 配 布 者	基本 チ ェ ッ ク リ ス ト 実 施 者	二 次 予 防 事 業 対 象 者	総 合 (虚 弱)	運 動 器 の 機 能 向 上	栄 養 改 善	口 腔 機 能 向 上
平成21年	6,019人	5,349人	591人	99人	247人	15人	367人
		88.9%	9.8%	1.6%	4.1%	0.2%	6.1%
		(39.9%)	(8.0%)		(4.7%)	(0.7%)	(4.5%)
平成22年	5,927人	4,975人	504人	74人	234人	32人	362人
		83.9%	8.5%	1.2%	3.9%	0.5%	6.1%
平成23年	5,936人	4,281人	1,541人	435人	1,056人	51人	846人
		72.1%	26.0%	7.3%	17.8%	0.9%	14.3%

平成21年及び22年は宮城県介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査、平成23年は美里町高齢者福祉に関するアンケート調査（平成23年5月）より

平成21年（%）は、宮城県の数値。

6 高齢者福祉に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

この調査は、「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、広く高齢者の皆様の意見を聴取し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査区域 美里町全域

(3) 調査対象 65歳以上の町民(基準日:平成23年5月1日)

(4) 標本数 7,095

(5) 調査期間 平成23年5月9日(月)から5月31日(火)

(6) 調査実施機関 美里町健康福祉課

(7) 調査の方法 郵送による配布及び回収

(8) 回収結果

1) 標本数 7,095

2) 回収数 5,034(うち、他市町村住所地特例による被保険者は56)

3) 回収率 71%

各論

第1章～第4章

第1章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要

長年にわたって社会の進展に寄与してきた高齢者の方々が、地域で敬愛されるとともに、生きがいをもって健康で安心した生活を送ることができるよう、地域全体で支えていくための施策を推進していきます。

2 高齢者活動支援事業

(1) 敬老事業

敬老式

高齢者の多年の労苦をねぎらい、敬老の意を表するため、毎年9月に敬老式を町内7会場で開催しています。敬老式の第2部として行う「敬老を祝う会」は社会福祉協議会への委託事業として実施しており、各地区社協が中心となって、地域のボランティア等の協力をいただきながら、手配運営をしています。

開催方法等を検討しながら、平成24年度以降も継続して実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数	4,203人	4,203人	4,238人	4,295人	4,363人	4,370人
(前計画値)	(4,270人)	(4,324人)	(4,497人)			

平成23年度までは実績値、平成24年度以降は目標値。

敬老金・特別敬老祝金

対象年齢となる方々に町から敬老金・特別敬老祝金をお渡しし、福祉の増進を図るとともに、敬老金の一部に町商工会等の商品券を使うことにより地域振興を図っています。敬老金は、77歳（喜寿）の方に1万円、88歳（米寿）の方に2万円、99歳（白寿）の方に3万円を、敬老式の日各会場でお渡ししています。特別敬老祝金は、満百歳の誕生日に20万円をお渡ししています。

支給内容を検討しながら、平成 24 年度以降も継続して実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
敬老金	469人	446人	451人	462人	538人	560人
(前計画値)	(482人)	(460人)	(470人)			
特別敬老祝金	2人	3人	7人	11人	14人	13人
(前計画値)	(2人)	(6人)	(11人)			

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度の特別敬老祝金は推計値。平成 24 年度以降は目標値。

(2) 老人クラブ支援事業

町内各地域の単位老人クラブと、全体組織の老人クラブ連合会に対して助成を行い、高齢者の知識と経験を生かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動と社会参加を支援しています。単位老人クラブでは、除草や花植え等の奉仕活動、会員相互の親睦や教養を高めるための講座の開催、健康増進を目的としたレクリエーション活動等を行っています。老人クラブ連合会では、単位老人クラブの代表組織としての活動のほか、芸能大会や、健康づくり事業を実施しています。

従来の地域社会や家族の状況が変化してきている中で、高齢者の社会活動についても自ら限定している傾向がありますが、高齢者自身が地域（社会）における役割を見だし、生きがいをもって積極的に社会に参加できるよう環境整備につとめることが必要です。

老人クラブへの補助金は国の補助金を活用しているため、今後の動向を見ながら、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進のため継続実施していきます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単位クラブ数	23クラブ	19クラブ	19クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ
(前計画値)	(29クラブ)	(29クラブ)	(27クラブ)			
会員数	1,242人	1,072人	984人	1,000人	1,000人	1,000人
(前計画値)	(1,689人)	(1,627人)	(1,452人)			

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度は推計値。平成 24 年度以降は目標値。

(3) 老人憩いの家及びシルバー創作館の管理

高齢者の心身の健康保持及び老人クラブ活動等の拠点とするため、各地域に老人憩いの家等の老人福祉施設を設置しています。老人憩いの家は、南郷地域の「ことぶき荘」、小牛田地域の「中央白寿館」、「駅前白寿館」、「北浦西部白寿館」、「青生白寿館」の5館があります。また、不動堂地区には、老人クラブ活動のほか、しめ縄づくり等の創作活動を行うためのシルバー創作館「鶴寿館」があります。

老人クラブの活動拠点、高齢者の余暇活動や生きがいつくりの支援を行うため、継続して管理運営していきます。

3 老人保護措置事業

(1) 養護老人ホーム入所措置事業

老人福祉法に定められた市町村の措置事務として実施しており、在宅での日常生活に支障がある方について、心身の状況、環境の状況、経済状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所措置を行います。要保護高齢者の相談や調査等に基づき、医師等からなる「美里町老人ホーム入所判定委員会」を開催。判定結果に基づき養護老人ホームに対して入所措置を行います。入所後は、入所者の状態に応じた措置費を各施設に支払い、また、入所者から所得に応じた費用徴収を行います。

本町においては、今後もひとり暮らし高齢者がさらに増加することが見込まれます。在宅で養護を受けることが困難な高齢者については、適切に措置事務を実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所者数	13人	13人	15人	16人	17人	17人
(前計画値)	(16人)	(16人)	(16人)			

各年度の4月1日の入所者数。平成23年度までは実績値、平成24年度以降は目標値。

4 高齢者自立支援事業

(1) 高齢者外出支援事業

歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方に対して、専用の移送車両により、利用者の居宅と医療機関や福祉サービスを提供する場所との間を送迎し、在宅での継続した生活を支援します。

車両の運行に関しては社会福祉協議会に委託していますが、利用希望の受付や登録の決定については健康福祉課で行っています。

歩行困難な高齢者等の適切な医療受診及び、在宅での継続した生活を支援するため、運行方法や利用料金、周知方法も含め検討しながら今後も実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数 (前計画値)	262回 (180回)	262回 (180回)	288回 (180回)	280回	280回	280回

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

(2) 高齢者等総合相談事業

身近なところに相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じて問題の解決に努めます。弁護士による無料法律相談、民生委員等相談員による生活相談を定期的に実施しています。

アンケート調査では前回同様2番目に利用希望が多い事業となっているものの、事業を知らないと回答した割合も高くなっています。周知方法も含め、相談場所や受付件数、相談に要する所要時間等を検討しながら今後も継続して実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法律相談 (前計画値)	58件 (60件)	51件 (60件)	49件 (60件)	60件	60件	60件
生活相談 (前計画値)	36件 (48件)	15件 (48件)	18件 (48件)	40件	40件	40件

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

(3) 生きがいデイサービス事業

介護保険制度上、自立と認定された虚弱な高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、通所による日常生活指導、健康増進等に係る各種サービスを提供し介護予防に努めるとともに、地域ボランティアの協力を得ながら利用者間の交流を深め、健康づくり活動を行います。在宅の虚弱高齢者の心身機能の維持及び向上、社会的孤立感の解消、自立生活の継続支援、要介護状態になることの予防を図るもので、前回同様アンケート調査ではもっとも利用希望が多い事業となっています。

社会福祉協議会への委託事業として実施しており、現在、小牛田地域では「不動堂デイサービスセンター」で週4回、南郷地域では「老人憩いの家ことぶき荘」で週1回開催しています。

利用者の増加に伴い、開催会場ごとの定員や利用対象者の条件、スタッフ配置等の検討を要しますが、介護保険制度上自立と認定された高齢者には介護予防対策として有効と考えますので、今後も継続して実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	90人	86人	83人			
(前計画値)	85人	90人	90人	90人	90人	90人
開催回数	241回	234回	244回			
(前計画値)	247回	247回	247回	249回	249回	249回

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

(4) 配食サービス事業

在宅の65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者や身体障害者等の方々に、配達ボランティア等が定期的に食事(弁当)を届け、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うものです。

社会福祉協議会への委託事業として実施し、週2回、弁当の宅配を行っております。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	52人 (65人)	46人 (65人)	45人 (65人)	50人	60人	60人
延べ配食数 (前計画値)	3,092食 (4410食)	3,237食 (4410食)	3,410食 (4410食)	3,800食	4,200食	4,200食

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度は推計値。平成 24 年度以降は目標値。

(5) 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で自立と判断された、またはそれと同等と認められる 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、基本的な生活習慣が欠如している等の理由で、一時的な養護が必要な場合に、養護老人ホーム等の施設を利用した短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行います。町内の養護老人ホームひばり園に委託して実施しておりますが、平成 23 年度からは大和町の偕楽園とも委託契約を結び事業展開しております。

平成 24 年度以降も、緊急に養護が必要な高齢者に備えて継続実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	1人 (0人)	3人 (1人)	1人 (1人)	2人	2人	2人

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度は推計値。平成 24 年度以降は目標値。

5 地域型福祉推進事業

(1) ひとり暮らし高齢者等安否確認事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で見守りの必要な方に対して、予め登録された地域の方々が、日常的に訪問や電話等による安否確認を行うことにより、安心して地域で生活できるようにします。

平成 22 年度まで、町から社会福祉協議会への委託事業として実施してきましたが、平成 23 年度からは、町と社会福祉協議会の共同事業として、安否確認対象者のリストアップや、協力員の登録等を行っています。今後も町と民生委員・児童委員協議会そして、社会福祉協議会や各地区社協との間で、情報の提供や共有を図るとともに協議を行い、継続実施するよう取り組んでいきます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数 (前計画値)	497人 (517人)	502人 (517人)	520人 (520人)	530人	540人	550人

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度は推計値。平成 24 年度以降は目標値。

(2) ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

65 歳以上の病弱なひとり暮らしの方で、必要と認められる場合、家庭用緊急通報機器を設置し、急病等の緊急時に、本人からの通報や不働センサーにより、予め登録されている地域の方々の協力により速やかに救援活動を行います。アンケート調査では、3 番目に利用希望が多い事業となっています。

在宅で生活している病弱なひとり暮らし高齢者の日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消するとともに、地域での見守り、支え合い体制を推進させるため、今後も周知活動を強化しながら継続実施していきます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置台数 (前計画値)	74台 (90台)	73台 (100台)	75台 (100台)	80台	85台	90台

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度は推計値。平成 24 年度以降は目標値。

6 家族介護支援事業

(1) 高齢者紙おむつ等支給事業

65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にある要支援または要介護に認定された方を介護している町民税非課税世帯の家族に対して、紙おむつ等支給利用券を交付します。この利用券は、町内の指定された薬局等で、紙おむつ、尿取りパット等の介護用品を購入できるもので、金額は対象者の介護度により異なります。

支給対象者の条件や支給内容を検討しながら、今後も継続して実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数 (前計画値)	43人 (40人)	49人 (40人)	43人 (40人)	50人	50人	50人

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

(2) ねたきり老人等介護慰労金支給事業

町民税非課税世帯で、ねたきりの高齢者を同居しながら介護している家族の方に、介護者の経済的負担を軽減し、在宅介護の支援を図るために介護慰労金を支給しています。ただし、入院や施設入所している期間は支給対象となりません。

支給対象者の条件や支給内容を検討しながら、今後も継続して実施します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数 (前計画値)	7人 (10人)	9人 (10人)	9人 (10人)	10人	10人	10人

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成23年度以降は目標値。

(3) 徘徊高齢者家族支援事業

要支援または要介護に認定された在宅の65歳以上の方等で、徘徊が認められる方を介護するご家族に、所在位置の確認できる小型の端末機器を貸与し、屋外で徘徊した際に、その場所を早期発見するもので、家族が現場に駆けつけられない場合

は、警備員が代わりに駆けつけ対象者を保護します。今後も介護保険制度のサービス等と比較検討しながら実施していきます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数 (前計画値)	0人 (1人)	1人 (1人)	2人 (1人)	2人	2人	2人

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度は推計値。平成 23 年度以降は目標値。

7 社会福祉協議会支援事業

社会福祉協議会は、地域住民との協働・連携により福祉のまちづくりに取り組み、地域との関わりを基礎とした各種福祉事業を展開しています。

町としては、地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の活動を補助し、今後も連携して地域福祉の推進に努めます。

*** 美里町社会福祉協議会による高齢者福祉事業 ***

(1) みさと元気塾

介護予防につながる運動プログラムを通し、健康で自立した生活を支援します。

(2) みさと地域元気塾モデル事業

地域や団体、グループが主体となって 50 歳以上の方を対象に、地域で介護予防につながる運動教室を行います。

(3) 一人暮らし高齢者交流事業(さくら会)

73 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、参加者相互の交流と社会参加を目的にお花見会や日帰り旅行を行います。

(4) 高齢者等安否確認事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等の日常的な見守りを民生委員等の協力を得て行います。

(5) 介護機器の貸与事業

介護保険認定外の方で短期的に介護用ベッドや車椅子を必要とする方に無料で貸出を行います。

(6) 金婚を祝う集い

結婚50周年を迎えるご夫婦を対象に金婚を祝う集いを実施し、併せて記念写真の贈呈をします。

8 シルバー人材センター支援事業

(社)美里町シルバー人材センターは、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に事業を展開しています。

町では、今後も就業の場を求める高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の活力ある地域社会づくりを促進するため、シルバー人材センターの事業運営を支援していきます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数 (前計画値)	240人 (250人)	230人 (260人)	221人 (270人)	240人	250人	260人

平成22年度までは実績値、平成23年度は12月1日現在の人数。平成24年度以降は目標値。

第2章 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

今後さらに増えることが予測される高齢者に対し、町は特に認知症対策や運動機能・口腔機能に関する介護予防事業の実施と、地域での連携支援の体制を図ることを行っていきます。

2 地域包括支援センターの適切な運営

高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするためには、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応や、連続的かつ一貫性を持った予防給付対象サービスおよび介護予防事業が提供されるようにすること、また要介護状態等になった時に、介護給付等対象サービスを中心に様々な保健医療サービス及び福祉サービス並びに生活支援サービスを組み合わせながら、地域における日常生活の継続を支援する体制を整備することが必要です。これらが実施されるよう、各種事業への取り組みに努めます。

3 介護予防事業の推進

(1) 一次予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会を構築するために、健康教育・健康相談の取り組みを通じて介護予防に関する活動

を図るとともに、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を推進します。

美里町は「高齢者福祉に関するアンケート調査」から、行政区毎に特に有意差なく、運動機能と口腔機能、そして認知機能に関する項目において、介護予防に努める必要があると認められました。そのため、地域において運動機能向上及び口腔機能向上の教室を開催していきます。

認知症対策として、疾病や介護の方法が広く理解され、認知症の方も介護する家族も生活しやすい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座や疾病についての学習会、介護家族の交流会を実施していきます。

さらに、地域で介護予防の取り組みがされるよう、二次予防事業として実施する事業等に住民がボランティアで参加することを促し、人材育成・啓発を図ります。

「高齢者福祉に関するアンケート調査」により、高齢者福祉サービスの周知度が低いことが分かりました。各事業について、広報や地域での健康教育において周知し、理解を深めてまいります。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健康教育 実施回数 (前計画値)	2回 (4回)	5回 (5回)	6回 (6回)	20人	30人	40人

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

平成24年度より指標を「地区健康教室参加実人数」とする。

(2) 二次予防事業

要介護状態等となるおそれが高い状態にあると認められる65歳以上の二次予防事業対象者を対象として実施することを基本とし、二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防することを通じて一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

二次予防事業の対象者把握事業

計画策定年次や健康教育、健康相談時に基本チェックリストにより二次予防事業の対象者を把握します。把握した方へは結果を通知し、本人の必要な取り組みについて解説するほか、二次予防事業の周知を行い、参加しやすいしくみをつくります。

通所型介護予防事業

二次予防事業として、運動教室（運動機能向上事業）と歯つらつ教室（口腔器の機能向上事業）を行い、要介護状態等になることを予防します。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加実人数 (前計画値)	34人 (40人)	32人 (40人)	14人 (40人)	40人	40人	40人

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

4 包括的支援事業等の推進

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者が、通所型介護予防事業へ参加する際、介護予防ケアプランを作成し、支援します。

また、地域包括支援センターは指定介護予防支援事業の指定を受け、要支援状態となった方に対する予防給付のケアマネジメントを行い、要介護状態になることを継続的に予防していきます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
作成件数 (前計画値)	36件 (45件)	34件 (46件)	14件 (47件)	40件	40件	40件

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

(2) 総合相談・支援事業

高齢者の心身の状況や生活の実態を相談や訪問により把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス・関係機関等につなげる支援を行います。

町民の方が相談しやすいよう、地域包括支援センターの役割や介護保険制度等の周知に努めます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数 (前計画値)	1,791件 (1,550件)	2,777件 (1,600件)	2,800件 (1,650件)	2,850件	2,900件	2,950件

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

(3) 権利擁護事業

高齢者の虐待防止などの権利擁護のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用を支援します。また、関係機関との連携により、対象となる高齢者の早期発見や早期対応に努めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーの個々の支援や、主治医・サービス事業所・民生委員等地域の関係機関等との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。介護保険制度の適正な利用のため、ケアマネジャーへの定期的な研修会の開催、ケアプラン作成に関しての指導を行います。また、処遇困難事例への相談支援を行います。

各サービス事業所との連携を強化し、高齢者やその家族が安心して生活できるよう地域の支援体制を図ります。

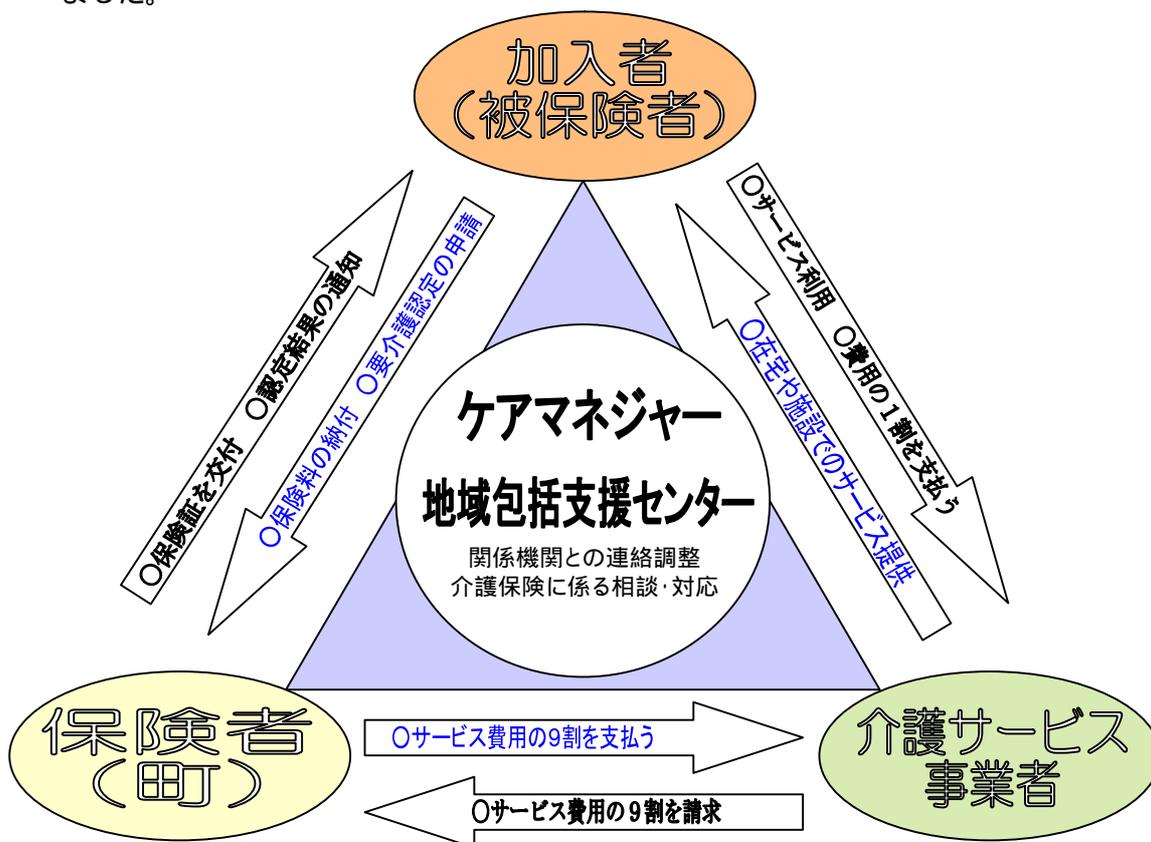
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修実施回数 (前計画値)	6回 (6回)	6回 (6回)	6回 (6回)	6回	6回	6回

平成22年度までは実績値、平成23年度は推計値。平成24年度以降は目標値。

第3章 介護保険事業

1 介護保険事業の概要

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴や排泄、食事等の介護、機能訓練、看護療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年4月に創設されました。



介護サービスは、介護が必要となった方の要介護状態の軽減、悪化の防止に役立つように、地域包括支援センターやケアマネジャーが作成するケアプランによって、介護サービス事業者により提供されます。サービス利用者は、原則として費用の1割を事業者を支払い、町は費用の残り9割を事業者を支払います。この財源には、国、県、町の負担金と40歳以上の方からの介護保険料が使われています。

2 介護保険サービス量の推計

(1) 施設サービス

要介護1以上の方が、介護保険施設に入所又は入院して介護を受けるサービスです。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービスです。現在、相当数の入所待機者がいると考えられますので、新たな施設整備に伴う利用者数の増を見込みます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	1,440人 (1,656人)	1,436人 (1,656人)	1,340人 (1,656人)	1,248人	1,428人	1,428人
				平成23年4月分 サービス提供施設数		12

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病气やけが等の治療後、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。新たな施設整備に伴う利用者数の増を見込みます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	1,036人 (984人)	990人 (984人)	927人 (1,128人)	972人	972人	972人
				平成23年4月分 サービス提供施設数		19

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期にわたって療養が必要な方が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。なお、介護療養型医療施設は、平成 29 年までに廃止されることとなりますが、各医療機関の意思により医療の療養病床や介護老人保健施設等に転換されることとなります。

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (前計画値)	151人 (156人)	154人 (156人)	160人 (84人)	96人	96人	96人
				平成 23 年 4 月分 サービス提供施設数		3

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度以降は推計値。

(2) 地域密着型サービス

要介護状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、「地域密着型サービス」が設置されています。これは、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供するサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。新たに創設されたサービスであり、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
				平成 23 年 4 月分 サービス提供施設数		0

平成 22 年度までは実績値、平成 23 年度以降は推計値。

夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的巡回や通報での訪問により、入浴、食事の提供等の日常生活の世話を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
平成23年4月分 サービス提供施設数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

認知症対応型通所介護

認知症の方が、通所介護（デイサービス）に通い、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、利用量の増を見込みます。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	3,562回 (3,473回)	3,306回 (3,483回)	2,764回 (3,509回)	3,064回	3,020回	2,976回
平成23年4月分 サービス提供施設数						2

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

小規模多機能型居宅介護

自宅から通所介護（デイサービス）等に通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	264人	264人
					平成23年4月分 サービス提供施設数	0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	454人 (336人)	586人 (408人)	684人 (480人)	701人	689人	706人
					平成23年4月分 サービス提供施設数	8

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員の少ない有料老人ホーム、ケアハウス等で、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
					平成23年4月分 サービス提供施設数	0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員の少ない特別養護老人ホームで、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
平成23年4月分 サービス提供施設数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスです。新たに創設されたサービスであり、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
平成23年4月分 サービス提供施設数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

(3) 居宅サービス

要介護1以上の方を対象として実施され、自宅で介護を受けるサービスです。サービスを利用する際には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し、必要な範囲で各種サービスを受けることができます。

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、食事づくり等の生活支援を行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	33,945回 (46,441回)	36,553回 (46,962回)	29,106回 (47,250回)	32,207回	32,087回	31,966回
平成23年4月分 サービス提供施設数						21

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

訪問入浴介護

介護事業者等が浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	2,338回 (1,674回)	2,582回 (1,665回)	2,458回 (1,549回)	2,825回	2,853回	2,882回
平成23年4月分 サービス提供施設数						8

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者等が安定した療養生活を送ることができるように、看護師等が家庭を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれ等の手当てを行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	5,649回 (5,719回)	5,219回 (5,770回)	3,948回 (5,626回)	5,123回	5,001回	4,880回
平成23年4月分 サービス提供施設数						5

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士等が、家庭を訪問して必要なりリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	234日 (225日)	186日 (220日)	172日 (225日)	200日	184日	168日
平成23年4月分 サービス提供施設数						2

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談指導を行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	795人 (600人)	754人 (600人)	610人 (600人)	428人	424人	420人
平成23年4月分 サービス提供施設数						10

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	29,596回 (23,691回)	35,876回 (26,737回)	38,532回 (27,438回)	41,286回	41,124回	40,962回
平成23年4月分 サービス提供施設数						35

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等のデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士等が、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	6,533回 (9,201回)	7,019回 (9,361回)	6,314回 (9,650回)	6,762回	6,708回	6,655回
					平成23年4月分 サービス提供施設数	11

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護を受けることができるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	10,485日 (9,946日)	11,199日 (9,893日)	10,516日 (9,805日)	9,977日	10,162日	10,347日
					平成23年4月分 サービス提供施設数	9

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリテーション等の介護を受けることができるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	590日 (771日)	404日 (780日)	470日 (762日)	372日	372日	372日
					平成23年4月分 サービス提供施設数	5

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス等）に入所している方が、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話が受けられるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	138人 (216人)	136人 (216人)	122人 (216人)	129人	228人	240人
					平成23年4月分 サービス提供施設数	4

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するため、ベッド、車椅子、歩行器等の福祉用具を借りることができるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	3,184人 (2,686人)	3,440人 (2,699人)	3,640人 (2,703人)	2,992人	2,936人	2,880人
					平成23年4月分 サービス提供事業所数	21

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

特定福祉用具購入費の支給

腰掛便座、入浴補助用具等の購入費が支給されるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	71人 (108人)	85人 (120人)	70人 (132人)	60人	56人	60人
					平成23年4月分 サービス提供事業所数	3

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸等扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替え等、住宅改修の費用が支給されるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	39人 (48人)	49人 (51人)	22人 (54人)	48人	48人	48人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

居宅介護支援

ケアマネジャーが、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整等を行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	5,854人 (6,376人)	6,179人 (6,457人)	6,064人 (6,589人)	5,592人	5,556人	5,520人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						34

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

(4) 地域密着型介護予防サービス

要支援状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、「地域密着型介護予防サービス」が設置されています。「地域密着型サービス」と同様に、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供するサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、介護予防のために、日帰り介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	0回 (0回)	37回 (0回)	48回 (0回)	0回	0回	0回
平成23年4月分 サービス提供事業所数						1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のために、自宅や日帰り介護施設等に通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	32人	36人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、介護予防のために、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	7人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

(5) 介護予防サービス

要支援1及び要支援2と認定された方が給付対象となるサービスです。介護度を改善し重度化を防ぐ自立を促すサービスとして地域包括支援センターがケアプランを作成し、各種サービスを利用することになります。

介護予防訪問介護

介護予防のために、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	908人 (549人)	890人 (563人)	818人 (570人)	872人	928人	984人
				平成23年4月分 サービス提供事業所数		15

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防訪問入浴介護

介護予防のために、自宅において提供された浴槽で、入浴の介護を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	5回 (0回)	13回 (0回)	10回 (0回)	48回	48回	48回
				平成23年4月分 サービス提供事業所数		1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防訪問看護

介護予防のために、自宅において訪問看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	102回 (116回)	83回 (119回)	120回 (121回)	390回	372回	354回
平成23年4月分 サービス提供事業所数						1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のために、自宅において理学療法士や作業療法士等により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	0日 (0日)	101日 (0日)	80日 (0日)	72日	72日	72日
平成23年4月分 サービス提供事業所数						1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防のために、自宅において医師、歯科医師、薬剤師等により、栄養改善、口腔機能向上等の療養上の管理や指導を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	47人 (12人)	23人 (12人)	44人 (12人)	40人	44人	48人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						3

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防通所介護

介護予防のために、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	1,024人 (505人)	1,140人 (518人)	1,122人 (524人)	1,184人	1,240人	1,296人
					平成23年4月分 サービス提供事業所数	19

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防通所リハビリテーション

介護予防のために、介護老人保健施設や病院等のデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士等が、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	398人 (360人)	388人 (369人)	386人 (374人)	440人	460人	480人
					平成23年4月分 サービス提供事業所数	8

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防短期入所生活介護

介護予防のために、短期入所施設等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	407日 (126日)	410日 (130日)	484日 (131日)	333日	343日	352日
					平成23年4月分 サービス提供事業所数	3

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防短期入所療養介護

介護予防のために、介護老人保健施設、療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数 (前計画値)	18日 (42日)	32日 (43日)	1日 (44日)	0日	0日	0日
平成23年4月分 サービス提供事業所数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のために、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話・機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	33人 (36人)	20人 (36人)	28人 (36人)	38人	54人	57人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防福祉用具貸与

本人の生活機能の維持向上のために、福祉用具の貸与を受けるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	653人 (390人)	797人 (399人)	842人 (404人)	920人	976人	1,032人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						15

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

特定介護予防福祉用具購入費の支給

本人の生活機能の維持向上の観点から、入浴又は排泄の用に供する福祉用具等の購入費が支給されるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	24人 (36人)	23人 (36人)	32人 (36人)	36人	36人	36人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						2

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸等の取り替え、和式から様式への便器の取り替え等住宅改修の費用が支給されるサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	19人 (20人)	16人 (20人)	14人 (20人)	36人	36人	36人
平成23年4月分 サービス提供事業所数						0

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

介護予防支援

要支援1及び要支援2の方が、介護予防サービスを適切に受けられるように、地域包括支援センターが利用者の依頼を受け、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容等を定めた居宅サービス計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うサービスです。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (前計画値)	2,275人 (1,487人)	2,439人 (1,524人)	2,480人 (1,543人)	2,640人	2,796人	2,952人
				平成23年4月分 サービス提供事業所数		1

平成22年度までは実績値、平成23年度以降は推計値。

3 サービス量の確保と質の向上

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化、女性の社会進出等により、家庭における家族の介護力の低下が進んでいます。また、平均寿命の延びとともに、ねたきり高齢者・認知症高齢者等の介護を要する高齢者が増加傾向にあります。とくに「団塊の世代」が前期高齢者に達する平成26年には、高齢者が急激に増加すると推測されます。

このことを踏まえて、民間資本による介護サービス基盤の整備をさらに推進し、サービス事業者やケアマネジャーへの適切な指導監督によりサービスの質を高め、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で適切なサービスを安心して利用できるよう努めます。

4 適切な介護給付及び要介護・要支援認定の実施

介護サービス事業者に支払われる介護給付費については、その審査支払い業務を実施する宮城県国民健康保険団体連合会と連携し、給付の適正化を実施していきます。また、介護給付の前提となる要介護・要支援認定業務については、厚生労働省や宮城県の指導のもと、要介護認定システムの適切な運営を実施していきます。

5 低所得者の負担軽減策

(1) 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設における居住費・食費について、利用者負担第1段階から第3段階までの方に対し、過重な負担とならないように、所得に応じた利用者負担限度額を定め、その超過額を補足給付として保険給付します。

(2) 町民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

特定入所者介護サービス費の給付対象とならない利用者負担第4段階に該当する高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し、居住費・食費を負担したときに、在宅に残された配偶者が生活困難にならないよう、特定入所者介護サービス費を適用し、利用者負担段階を第3段階として負担額を軽減します。

(3) 社会福祉法人軽減制度

低所得者でとくに生計が困難である方に対し、社会福祉法人の社会的役割を踏まえ、利用者負担段階に応じて利用者負担を軽減するものです。

(4) 旧措置入所者利用者負担の軽減措置

特別養護老人ホーム旧措置入所者が介護保険制度施行前に負担していた利用料が介護保険施行後に急激に高くなることに配慮して、利用料を減免します。また、旧措置入所者が施設入所のための費用負担が増え、支払が困難になることを避けるために、居住費及び食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上まわらないように、居室形態・利用者負担段階を考慮しながら負担額軽減措置をとります。

(5) 高額介護サービス費等（高額介護合算療養費）

利用者負担段階ごとに負担上限額を定め、それを超えた場合には、超えた額を高額介護サービス費、高額介護予防サービス費として保険給付を行います。また、医療と介護保険の両方を利用する人に過重な負担とならないように、合計額での負担上限額が定められました。

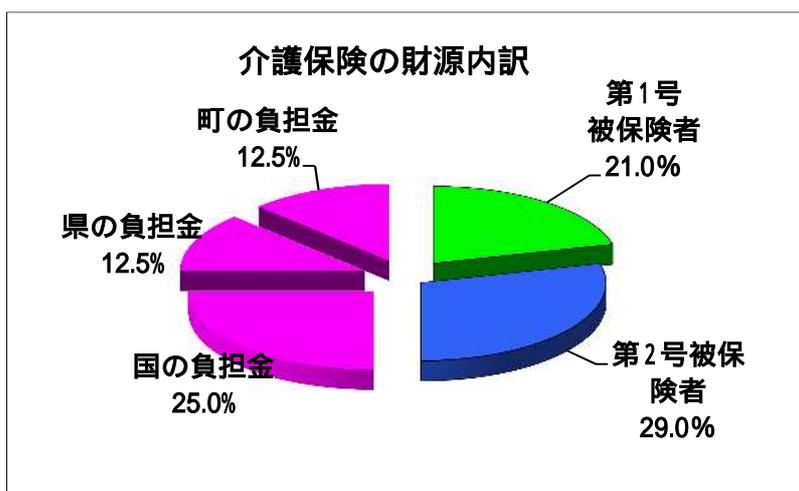
(6) 介護保険料の軽減措置等

前年と比較して著しい所得状況等の変化により、当該年度における保険料の納付が困難な場合、保険料の減免等を行います。

- ・災害により住宅、家財に著しい損害を受けた場合の減免。
- ・生計中心者が、失業等により収入が著しく減少した場合の減免。
- ・生計困難な場合の保険料所得段階の変更。

6 介護保険財政の健全運営

介護保険事業の財源は、国、県、町による公費負担と、40歳以上の方（第2号被保険者）と65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営に最も重要となります。そのため、町では第4期事業計画（平成21～23年度）におけるサービス利用実績をもとに、第5期事業計画（平成24～26年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示されたサービス量推計シートで算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。



(1) サービス提供に必要な金額の算出

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	84,839千円	84,404千円	83,968千円
訪問入浴介護	31,730千円	32,049千円	32,368千円
訪問看護	40,172千円	39,234千円	38,297千円
訪問リハビリテーション	557千円	512千円	467千円
居宅療養管理指導	2,048千円	2,025千円	2,001千円
通所介護	330,912千円	330,362千円	329,813千円
通所リハビリテーション	57,093千円	57,026千円	56,959千円
短期入所生活介護	85,460千円	87,092千円	88,724千円
短期入所療養介護	4,039千円	4,039千円	4,039千円
特定施設入居者生活介護	23,172千円	40,843千円	43,439千円
福祉用具貸与	42,391千円	42,138千円	41,885千円
特定福祉用具販売	778千円	733千円	806千円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
認知症対応型通所介護	31,789千円	31,347千円	30,906千円
小規模多機能型居宅介護	0千円	52,105千円	52,105千円
認知症対応型共同生活介護	172,281千円	169,800千円	173,989千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0千円	0千円	0千円
複合型サービス	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	7,312千円	7,312千円	7,312千円
(4) 居宅介護支援	77,188千円	77,053千円	76,918千円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	302,485千円	345,664千円	345,664千円
介護老人保健施設	256,467千円	256,467千円	256,467千円
介護療養型医療施設	33,698千円	33,698千円	33,698千円
療養病床からの転換分	0千円	0千円	0千円
介護サービスの総給付費(小計) ()	1,584,412千円	1,693,905千円	1,699,826千円

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	16,122千円	16,857千円	17,592千円
介護予防訪問入浴介護	371千円	371千円	371千円
介護予防訪問看護	2,844千円	2,714千円	2,584千円
介護予防訪問リハビリテーション	203千円	203千円	203千円
介護予防居宅療養管理指導	444千円	492千円	540千円
介護予防通所介護	35,181千円	35,744千円	36,307千円
介護予防通所リハビリテーション	15,649千円	15,897千円	16,144千円
介護予防短期入所生活介護	2,089千円	2,146千円	2,204千円
介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円
介護予防特定施設入居者生活介護	2,190千円	3,975千円	4,051千円
介護予防福祉用具貸与	3,946千円	4,199千円	4,453千円
特定介護予防福祉用具販売	304千円	304千円	304千円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	0千円	1,552千円	1,842千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	5,320千円	5,320千円	5,320千円
(4) 介護予防支援	11,248千円	11,899千円	12,551千円
介護予防サービスの総給付費(小計) ()	95,911千円	101,674千円	104,467千円
総給付費 () + ()	1,680,323千円	1,795,578千円	1,804,292千円

介護保険運営に係る費用の推計

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	1,680,323千円	1,795,578千円	1,804,292千円	5,280,194千円
特定入所者介護サービス費等給付額	72,254千円	77,210千円	77,585千円	227,048千円
高額介護サービス費等給付額	25,205千円	26,934千円	27,064千円	79,203千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,000千円	3,206千円	3,221千円	9,427千円
算定対象審査支払手数料	2,036千円	2,230千円	2,326千円	6,591千円
標準給付費見込額(A)	1,782,817千円	1,905,157千円	1,914,488千円	5,602,463千円

地域支援事業に必要な費用

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費(B)	26,742千円	28,577千円	28,717千円	84,037千円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

(2) 介護保険事業費とその財源

事業費総額	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
標準給付費見込額(A)	1,782,817千円	1,905,157千円	1,914,488千円	5,602,463千円
対前年増加見込額	49,942千円			49,942千円
保険給付費計・・・	1,832,759千円	1,905,157千円	1,914,488千円	5,652,405千円
地域支援事業費(B)	26,742千円	28,577千円	28,717千円	84,037千円
地域支援事業町単独分	9,859千円	8,024千円	7,884千円	25,767千円
地域支援事業費計・・・	36,601千円	36,601千円	36,601千円	109,804千円
合計(+)	1,869,360千円	1,941,758千円	1,951,089千円	5,762,209千円

財源負担区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
国負担金等	469,276千円	543,606千円	546,794千円	1,559,677千円
県負担金等	234,638千円	242,719千円	243,886千円	721,243千円
町負担金	242,610千円	252,005千円	253,215千円	747,831千円
準備基金取崩等	105,736千円	43,959千円	44,132千円	193,827千円
第2号被保険者保険料	531,942千円	563,110千円	565,816千円	1,660,868千円
第1号被保険者保険料	285,158千円	296,359千円	297,246千円	878,763千円
合計	1,869,360千円	1,941,758千円	1,951,089千円	5,762,209千円

各年度の金額は、千円未満を四捨五入しているため合計と一致していない場合があります。

(3) 介護保険料基準額の算出

標準給付額の21%が第1号被保険者の負担となります。これを国の基準にあてはめて保険料基準額を算出すると、月額4,394円になりますが、準備基金を取り崩すことにより、保険料基準額を月額3,600円と抑えることができます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
標準給付費見込額(A)	1,782,817,499円	1,905,157,411円	1,914,488,422円	5,602,463,333円
地域支援事業費(B)	26,742,262円	28,577,361円	28,717,326円	84,036,950円
第1号被保険者負担分相当額(D)	380,007,550円	406,084,302円	408,073,207円	1,194,165,060円
準備基金の残高(平成23年度末の見込額)				200,000,000円
準備基金取崩額				182,420,000円
財政安定化基金取崩による交付額				11,407,472円
保険料収納必要額(L)				878,763,754円
予定保険料収納率	98.00%			
保険料の基準額				
保険料(年額)				52,729円
保険料(月額)				4,394円
保険料(年額)				43,200円
保険料(月額)				3,600円

(4) 介護保険料の段階設定

介護保険料の段階設定については、新たに第3段階を細分化し、前年の合計所得金額と課税年金収入額の総額が120万円以下の方を新第3段階、それ以外の方を新第4段階とし、旧第3段階の中でも収入の少ない方に対して保険料負担を軽減することができるようになりました。また、旧第7段階と旧第8段階の境界となる合計所得金額を200万円から190万円に引き下げ、新第9段階の対象者の幅が広くなりました。

旧段階 (乗率)	旧対象者
第1段階 (×0.5)	生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方
第2段階 (×0.5)	世帯非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階 (×0.75)	世帯非課税で、第1段階及び第2段階以外の方
第4段階 (×0.83)	世帯課税であるが本人非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第5段階 (×1.0)	世帯課税であるが本人非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方
第6段階 (×1.13)	本人課税で合計所得金額が125万円未満の方
第7段階 (×1.25)	本人課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第8段階 (×1.5)	本人課税で合計所得金額が200万円以上の方

新段階 (乗率)	新対象者	月額	年額
第1段階 (×0.5)	生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方	1,800円	21,600円
第2段階 (×0.5)	世帯非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	1,800円	21,600円
第3段階 (×0.7)	世帯非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	2,520円	30,240円
第4段階 (×0.75)	世帯非課税で、第1段階、第2段階及び第3段階以外の方	2,700円	32,400円
第5段階 (×0.83)	世帯課税であるが本人非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	2,980円	35,760円
第6段階 (×1.0)	世帯課税であるが本人非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	3,600円	43,200円
第7段階 (×1.13)	本人課税で合計所得金額が125万円未満の方	4,060円	48,720円
第8段階 (×1.25)	本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	4,500円	54,000円
第9段階 (×1.5)	本人課税で合計所得金額が190万円以上の方	5,400円	64,800円

第4章 その他の施策

1 高齢者等の安全・安心の確保

(1) 防災対策

未曾有の災害をもたらした東日本大震災では、死亡者のうち60歳以上の高齢者が64.4%（警察庁資料HPより）を占め、改めて災害弱者と言われる高齢者の被害が浮き彫りになりました。災害が発生した時、高齢者や障害者等の一人では迅速に避難できない人（要援護者）の命を守るためには、行政、地域が一体となって支援していかなければなりません。このために、町では平成20年2月に「災害時要援護者支援マニュアル」を作成しました。このマニュアルをもとに、災害時には地域住民が協力して支援活動にあたります。

災害時要援護者とは、移動が困難な方、理解や判断ができない方、時間のかかる方、情報の収受が困難な方、精神的に不安定になりやすい方、薬や医療装置がないと生活できない方等です。

災害時要援護対象者
在宅の要介護認定者で要介護2～5の人
認知症高齢者
ひとり暮らし高齢者
高齢者のみの世帯の人
身体障害者（肢体不自由1～3級、視覚障害1～2級、聴覚障害2級、内部障害1級）
知的障害者（療育A）
精神障害者（1級）

対象者から登録申請のあった方について、支援台帳を作成し、民生委員児童委員や行政区長、自主防災組織等へ開示し、普段からの見守りと災害が発生した時に支援するために役立てます。

2 高齢者の相談対応等

介護や生活支援、普段の生活における困りごと等、高齢者の総合的な相談窓口として、健康福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、関係機関との連携により的確かつ迅速に対応いたします。

美里町健康福祉センター (地域包括支援センター)	美里町生き生きセンター
(住所) 牛飼字新町 51 番地 (電話) 0229-32-2941	(住所) 木間塚字原田 5 番地 (電話) 0229-58-0636

資料

美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成21年1月15日

告示第3号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、高齢者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、美里町介護保険運営委員会委員を含む委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 介護保険被保険者を代表する者

(2) 介護及び福祉に関し学識経験を有する者

(3) 介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者

(4) 福祉団体に関係する者

(5) 地域住民で組織する団体に所属する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が委嘱することが必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、美里町介護保険運営委員会の委員長及び副委員長を充てるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

(委員の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画策定委員会

	氏名	所属等	資格	備考
1	岡山 昭彦	町立南郷病院医師		介護保険運営委員会
2	高橋 文一	歯科医師		介護保険運営委員会
3	渡辺 恵	こごた訪問看護ステーション管理者		介護保険運営委員会
4	竹田 和夫	1号被保険者		介護保険運営委員会
5	佐藤 喜美代	1号被保険者		介護保険運営委員会
6	佐藤 禮志	1号被保険者		介護保険運営委員会
7	戸部 成子	民生・児童委員		介護保険運営委員会
8	須田 かつ枝	2号被保険者		介護保険運営委員会
9	西山 養一	1号被保険者		介護保険運営委員会
10	木村 明子	民生・児童委員		介護保険運営委員会
11	伊藤 毅	健康福祉行政経験者		介護保険運営委員会
12	赤坂 勝男	美里町社会福祉協議会会長		
13	鈴木 龍彦	美里町老人クラブ連合会会長		
14	小野 猛	社会福祉法人小牛田福社会		
15	原 博	社会福祉法人南郷福社会		

介護保険被保険者を代表する者

介護及び福祉に関し学識経験を有する者

介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者

福祉団体に関係する者

地域住民で組織する団体に所属する者

町内介護サービス事業所一覧

居宅介護支援事業所		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
おんべこケアプランセンター	美里町北浦字蛇沼4-1	35-1233
ケアプランセンターたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
こごた訪問看護ステーション	美里町南小牛田字山の神235	32-2296
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埴字卯時3-1	35-1331
小規模多機能施設まりちゃん家	美里町北浦字遠門32-1	32-3752
なんごう在宅介護支援センター	美里町木間塚字原田7	58-0990
ひばり園ケアプランセンター	美里町北浦一丁目5-3	31-2322
ポプラケアプランセンター	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
ケアプランセンターねりうし	美里町練牛字八号5-1	58-0166

デイサービス		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
おんべこデイサービスセンター	美里町北浦字蛇沼4-1	35-1233
化粧坂のまりちゃん家	美里町志賀町一丁目15-25	32-3758
小規模多機能施設まりちゃん家	美里町北浦字遠門32-1	32-3752
小規模多機能ホーム南の郷	美里町木間塚字古館28	58-2350
デイサービスセンターあおう	美里町青生字的場60-6	33-3380
デイサービスたんぼぼ美里	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
デイサービスほのか	美里町中埴字上戸33-2	35-1711
なんごうデイサービスセンター	美里町木間塚字原田7	58-0996
ポプラデイサービスつくしんぼ	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
デイサービス美花月	美里町北浦字姥ヶ沢74-1	31-1511
デイサービスみさと	美里町牛飼字清水江13	29-9871
デイサービスおやゆび	美里町中埴字上戸33-3	35-1712
デイサービスほほえみ	美里町字小町井13-2	29-9916
デイサービス福寿	美里町北浦字待江82-8	32-3717

ヘルパー		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埴字卯時3-1	35-1331
セントケアこごた	美里町字化粧坂19-1	32-1501
タックス	美里町字叔迺前22-3	33-1201
なんごうホームヘルパーステーション	美里町木間塚字原田7	58-0996
ひばり園ヘルパーステーション	美里町字北浦一丁目5-3	33-3969
ヘルパーステーションたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612

訪問看護		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
こごた訪問看護ステーション	美里町南小牛田字山の神235	32-2296

訪問入浴		
事業所名称	住 所	電話番号(0229)
いなほの里訪問入浴介護事業所	美里町木間塚字原田7	58-0996
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埴字卯時3-1	35-1331

グループホーム		
名 称	住 所	電話番号(0229)
たんぼぼ	美里町北浦字米谷73-3	35-1611
花水月	美里町字叔廼前22-3	33-1201
歩風楽	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
みのりの家	美里町木間塚字原田5	58-3055
よつば荘	美里町北浦一丁目59	32-5653

ケアハウス		
名 称	住 所	電話番号(0229)
ケアハウスいなほ	美里町木間塚字原田7	58-3066

特別養護老人ホーム		
名 称	住 所	電話番号(0229)
いなほの里	美里町木間塚字原田7	58-0996
みさとの杜	美里町駅東二丁目17-5	33-3255

老人保健施設		
名 称	所 在 地	電話番号(0229)
介護老人保健施設なかぞね	美里町中埜字上戸34	35-1166

有料老人ホーム		
名 称	住 所	電話番号(0229)
有料老人ホームたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
ホーム美里	美里町牛飼字清水江13	29-9871

サービス付き高齢者向け住宅		
名 称	所 在 地	電話番号(0229)
長寿クラブ小牛田	美里町北浦字待江82-8	32-3717

措置入所施設

養護老人ホーム		
名 称	所 在 地	電話番号(0229)
ひばり園	美里町駅東二丁目17-3	32-2436

用語集

	単語	意味	ページ
ア行	インターネット	世界中にある複数のネットワークを相互に接続することで構築された、巨大なネットワーク。	2
カ行	介護給付費	介護サービスに係る費用の内、サービス利用者の自己負担分(10%)以外の費用で、町から各サービス事業所に支払われる費用。	8
	介護保険事業計画	介護保険法第117条に、市町村は、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する「市町村介護保険事業計画」を策定するように定められている。	1
	介護予防	介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。	1
	介護予防ケアプラン	生活能力が低下し、介護が必要となるおそれのある方(二次予防事業の対象者)のために必要な介護予防事業の利用計画。支援が必要とされる方(要支援1・2)の状態悪化防止のために必要な介護予防サービスの利用計画。	27
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護1から5の認定をうけている方で、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービス。	30
	核家族化	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。	1
	簡易生命表	ある年の死亡状況が今後変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命を計算、指標化した表。	1
	基本チェックリスト	介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入する質問表。	12
	旧措置入所者	介護保険制度が開始される以前から、特別養護老人ホームに入所していた(前住所地の市町村から措置入所していた)方。	47
	ケアハウス	老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。60歳以上の方で、身体機能の低下または独立して生活するには不安がある方が利用している。	33
	ケアプラン	どのような介護(介護予防)サービスをどれくらい利用するか決めた計画書。	27
	ケアマネジャー	介護支援専門員のこと。介護保険制度において要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、ケアマネジメントを行う職業。介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整・介護保険の給付管理を行う。	28
	減免	租税や刑罰などを、軽くしたり免除したりすること。	47
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきり高齢者や認知症高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	28
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。	1
	高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に、市町村は、老人福祉事業の供給体制の確保に関する「市町村老人福祉計画」を策定するように定められており、また、同条第7項には「市町村介護保険事業計画」と一体のものとして作成するように定められている。	1

	単語	意味	ページ
サ行	作業療法士	厚生労働大臣の認可を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に「作業療法」を行うことを業とする者をいう。「作業療法」とは、身体又は精神的に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸・工作その他の作業を行わせることをいう。	35
	肢体不自由	発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるもの。	53
	社会福祉法人	社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。都道府県知事や厚生労働大臣の許可をうけ、設立の登記をすることによって成立する。	47
	住民基本台帳	各種行政の基準とするため、住民に関する各種の事項を、市町村において一元的に記録しておく基本的な台帳。	4
	準備基金	介護給付費準備基金。介護保険事業の財政の調整と健全運営のために、各年度の決算において生じた剰余金の一部が積み立てられている。	51
	少子高齢化	生まれてくる子供の数(出生数)が減り、高齢者が増え、さらに高齢者の寿命が伸びること。	1
	成年後見制度	認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。	28
	措置	社会福祉において、要援助者のために法上の施策を具体化する行政行為、およびその施策の総称。養護老人ホームへの入所等をいう。	17
タ行	地域包括ケア	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるようにすることを目指すもの。	3
	地域包括支援センター	地域で暮らすおおむね65歳以上の皆さんの生活を介護、保健、医療、福祉などさまざまな面から総合的に支援していくための拠点。	25
	地域包括支援ネットワーク	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、地域における多様な社会資源が包括的・継続的に支援していくためのつながり。	3
	地区社協	地区社会福祉協議会の略称で、地域の福祉課題の解決に向け、地域住民が主体的な担い手となり、住民同士お互いに“支え合う”ことを目的として様々な活動を展開する組織。現在美里町内には16の地区社協がある。	15
	超高齢化	高齢者の増加により、人口構造が高齢化した社会のことを高齢化社会というが、一般的には、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)によって次のように分類されている。高齢化率7%～14%を「高齢化社会」、同14%～21%を「高齢社会」、同21%を超える場合を「超高齢化社会」という。	1
ナ行	内部障害	身体障害者福祉法で定める障害のうち、心臓機能障害、肝臓機能障害、腎機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(エイズ)の7つをさす。	53
	二次予防事業	要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人を対象として実施される事業。	6
	認知症	正常であった脳の知的な働きが、生まれてからしばらくたってから起きたいろいろな病気によって、低下した状態が続いていること。	1

	単語	意味	ページ
八行	徘徊	目的もなく、うろうと歩きまわること。うろつくこと。	22
	パブリックコメント	町が、広く公に意見や情報、改善案等を求める手続き。	2
	標準給付費見込額	介護給付費に、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、また介護給付費の支払に係る審査支払手数料等を合算したもの。	50
	負担上限額	利用者の住民税課税状況等に応じた利用者負担の上限額。(一般世帯3万7200円、住民税世帯非課税2万4600円、生活保護受給者等1万5千円)	47
	平均寿命	それぞれの年齢の人が、男女別に平均してあと何年生きられるかを示したものを平均余命(よめい)といい、出生時、つまり0歳時の平均余命をとくに平均寿命という。	1
	保険料基準額	介護保険事業計画期間内(3年間)の標準給付費のうち、第1号被保険者が負担する額(平成24年度から21%)を対象となる被保険者数で割ったもの。	48
マ行	美里町総合計画	市町村総合計画は、市町村が事務を処理するにあたって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想。美里町総合計画は平成19年度を初年度とし平成27年度を目標年度とする9か年の計画である。	1
ヤ行	有料老人ホーム	常時1人以上の高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする施設。	33
	要介護認定者	介護保険のサービスを利用するために必要な認定を受けた人。どれくらいの介護が必要か、低いほうから要支援1・2、要介護1から5までの7段階がある。	6
	要介護認定システム	要介護・要支援の度合いを決定するしくみで、厚生労働省が全国の市町村に配布しているコンピュータソフトによる一次判定と、保険者が設置している「要介護認定審査会」による二次判定に分かれている。	46
	養護老人ホーム	主に経済的な理由によって自宅での生活が困難な高齢者の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設。行政による措置施設であり入所の申し込みは一般的には養護老人ホームの施設に直接申し込みをするのではなく、施設を管理している市町村に対して行う。	17
	要保護高齢者	経済状況、家族や住居の状況等、何らかの要因により、保護を必要とする状態にある高齢者。	17
ラ行	理学療法士	厚生労働大臣の認可を受けて、主に病院やリハビリテーション施設、介護保険施設、介護老人福祉施設などで、病気や事故などで障害を負った方に対して基本的な動作能力を最大限に回復するよう、発揮できるようにするなどの、医学的リハビリテーションを行う専門職。	35